

## 条件付一般競争入札（測量等コンサルタント業務） 共通入札説明書【建築設計】

入札参加者は、この条件付一般競争入札（測量等コンサルタント業務）共通入札説明書【建築設計】（以下「共通入札説明書」という。）に記載の内容を熟知のうえ、入札に参加しなければならない。

なお、本共通入札説明書は入札に参加するための共通事項を示すものであり、個々の入札に付する入札参加資格等については、別に条件付一般競争入札公告本文（以下「公告本文」という。）に示す。

- 1 条件付一般競争入札は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、入札書の提出等を八尾市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次の各号に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 令和6年度八尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「参加者名簿」という。）において、公告本文に示す業務の種類で登録されていること（公告本文において希望順位を指定する場合も有）。
  - (2) 配置予定の管理技術者は、八尾市発注の条件付一般競争入札において落札し、かつ、開札日において履行中の業務（建設工事に係る設計業務であって、整理番号が「契業」から始まる業務（工事監理業務を除く）に限る。）で配置されている管理技術者でないこと。
  - (3) 条件付一般競争入札公告文【日程等】（以下「公告文【日程等】」という。）に示す競争入札参加資格申請の締切日から公告本文に示す開札日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）を受けていないこと。
  - (4) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴

力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当する者でないこと。

- (5) 競争参加資格確認申請受付締切の日までに電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に定めるものをいう。）を取得し、かつ、電子入札システムを利用するために必要な利用者登録を完了していること。
- (6) その他公告本文に示す必要な資格について要件を満たしていること。

### 3 定義

公告本文に示す用語の定義は次の各号のとおりとする。

#### (1) 市内業者

法人にあつては登記事項証明書上の本店を、個人にあつては住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住所を八尾市内に有し、かつ、事実上の本拠を有すると認められる者で八尾市に納税義務のある者をいう。

#### (2) 市外業者

法人にあつては登記事項証明書上の本店を、個人にあつては住民基本台帳法による住所を八尾市外に有する者で、前記3(1)に該当しない者をいう。

#### (3) 登録部門

建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示717）第5条の規定に基づく部門をいう。

#### (4) 技術士

技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）に定める技術士をいう。

#### (5) R C C M

一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施する資格をいう。

#### (6) 一級建築士事務所

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく登録事務所をいう。

#### (7) 一級建築士

建築士法第2条の規定に基づく者をいう。

(8) 官公庁・公社等発注業務

国、地方公共団体、特別法に基づき設立された地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条各号に掲げる法人が発注する業務をいう。

(9) 同一年度

4月1日から翌年3月31日までをいう。

4 競争参加資格の確認等

(1) 競争参加資格の確認は、電子入札システムによる機械審査と開札後に行う入札参加資格確認書類による事後審査の2段階で八尾市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）に定める方法に基づき行うものとする。

(2) 入札に参加を希望する者は、電子入札システムの「発注図書」からダウンロードした様式を用いて「入札参加誓約書」を作成し、申請書に添付のうえ電子入札システムにより提出して、競争参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び「入札参加誓約書」を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア 電子入札システムによる申請書の受付期間

公告文【日程等】に示す。

イ 機械審査の結果通知日

公告文【日程等】に示す。

(3) 開札後、落札候補者となった者は、公告文【日程等】に示す入札参加資格確認書類を提出し、入札参加資格の事後審査を受けなければならない。

なお、入札参加資格確認書類の提出方法等は、公告文【日程等】に示す。

5 設計図書等

前記4(2)による競争参加資格確認通知において競争参加資格がある旨の通知を受けた者は、電子入札システムの「入札参加用発注図書」から設計書、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）をダウンロードすること。

なお、競争参加資格がない旨の通知を受けた者は、ダウンロードすることはできない。

(1) ダウンロード期間 公告文【日程等】に示す期間

設計図書等については、ダウンロード期間終了後、ダウンロードすることはできない。  
ただし、4(3)の入札参加資格確認書類は落札者決定までダウンロードすることができる。

(2) 設計図書等に対する質疑及び回答

ア 質疑の提出方法

設計図書等に対する質疑は、電子入札システムの「入札参加用発注図書」から質疑書をダウンロードし、電子メールにより行うこととする。持参、郵送、ファックス及び電話によるものは受け付けない。また、質疑には、名称を特定する記載は行わないこと。

(ア) 質疑受付期間 公告文【日程等】に示す期間

(イ) 問い合わせ先 電子メールアドレス nyusatsufaq@city.yao.osaka.jp

なお、質疑を添付ファイルとして送信する場合は、あらかじめウイルスチェックを行うとともに、添付ファイルの大きさは1MB以内とすること。

イ 質疑に対する回答の閲覧

質疑に対する回答は、公告文【日程等】に示す日に、電子入札システムの「入札参加用発注図書」に掲載する。

6 入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(3) 同一年度を通じて、当初契約金額1千万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）の条件付一般競争入札による工事及び業務（契約検査課発注案件に限る。）を5件落札した者。ただし、本号に該当する者であっても予定価格1千万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）の条件付一般競争入札による工事及び業務（契約検査課発注案件に限る。）

には参加できるものとする。

- (4) 同日開札予定の条件付一般競争入札及び指名競争入札による工事及び業務（契約検査課発注案件に限る。）については、重複して同一の者が落札候補者及び落札者となることができないものとする。また、開札日が連続して2日以上（開札日の間に、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む場合は連続しているものとみなす。）にまたがる場合についても同日開札として取り扱い、重複して同一の者が落札候補者及び落札者となることができないものとする。

なお、これらの場合において、いずれか1件について落札候補者又は落札者となった者が当該落札候補後又は落札後に開札する入札に入札書を提出しているときは、電子入札システムに「無効」と表示するが、当該落札候補者又は落札者を入札に参加する者の数として数えるものとする。

## 7 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市総務部契約検査課契約係

## 8 入札保証金

八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第106条又は八尾市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則第104条に規定する入札保証金は、規則第108条の各号の1に該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として、落札価格の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

## 9 入札書の受付

- (1) 入札書は、電子入札システムによって入札金額、くじ用数値その他必要事項を入力の上、入札金額内訳書（電子入札システムの「入札参加用発注図書」からダウンロードし、必要事項を入力したもの）を添付して提出すること。ただし、入札金額内訳書に入力する金額は、入札金額に対応したものとする。

また、ファイル形式は、Microsoft Office Excel形式とし、添付する際は必ずウイ

スケジュールを実施すること。

(2) 入札書受付期間 公告文【日程等】に示す期間

#### 10 開札日時及び場所

開札は、公告文【日程等】に示す日時及び場所において行う。

#### 11 落札候補者の決定

有効な入札を行った者のうち、公告本文に示す予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とする。最低の価格で入札した者が複数ある場合は、電子入札システムの電子くじ機能によるくじを実施する。電子くじの仕組みは、運用基準に定める方法によるものとする。

なお、公告本文に示す最低制限価格より低い価格で入札した者は落札候補者とならない。

また、落札候補者を決定するに当たっては、入札書に入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力すること。

#### 12 落札者の決定

(1) 開札後、落札候補者について前記4(3)による事後審査を行い、入札参加資格があると認めるときは落札者とする。ただし、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、次順位者を落札候補者として順次事後審査を行い、落札者を決定していくものとする。

なお、入札参加資格確認書類の提出方法等については、公告文【日程等】に示すとおりとする。

(2) 落札候補者が落札候補者の資格を失った場合の次順位者決定の取扱い及び落札候補者が落札候補者の資格を失った場合の措置については、「条件付一般競争入札（電子入札案件）における事後審査の取扱いについて」を参照すること。

#### 13 入札の無効

公告本文及び共通入札説明書に示した競争参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争入札心得（電子入札用）（以下「電子入札心得」という。）第7条の各号の1に該当する入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札候補者としていた場合には、その落札候補者は落札候補者の資格を失うこととし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

#### 14 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札候補者又は落札者が入札参加停止措置若しくは入札等排除措置を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、落札候補者については落札候補者の資格を失うこととし、落札者については契約を締結しないものとする。この場合において、本市は、一切の責めを負わず、落札者が前記8に定める入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として、落札価格の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

#### 15 契約保証金

落札者は、落札価格の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。

- (1) 規則第122条第1号の規定による履行保証保険契約（保険金額は、落札価格の100分の10以上）を締結し、当該保険証書が提出されたとき。
- (2) 規則第122条第2号の規定による工事履行保証契約（保証金額は、落札価格の100分の10以上）を締結したとき。
- (3) 規則第122条第4号の規定による確実な担保が提供されたとき。

#### 16 電子入札システム障害時等の取扱い

##### (1) 入札参加できない場合の措置

入札参加者の所有する機器又は使用するインターネット接続業者の障害等により電子入札に参加できない場合は、代替措置を講じないものとする。

このため、あらかじめ入札参加者に対しては、不測の事態に備えてバックアップ用機器等の整備を奨励するものとする。

(2) 電子入札システムの障害による日時等の変更、時間延長及び入札の中止

電子入札システムに障害が発生した場合には、入札締切日時、開札日時等の変更（延長）及び入札の中止を行う場合がある。この場合には、電子メールでの通知、ホームページ等その他の手段を用いて周知するものとする。

(3) 天災等により、電子入札を行うことができない場合の措置

天災、広域・地域的停電等により通信障害等が生じ、電子入札システムが利用できなくなった場合の取扱いは、前記(2)と同様とする。

17 その他

(1) 電子入札システムによる入札手続き等については、運用基準及び電子入札心得の規定を遵守すること。

(2) 事後審査については、「条件付一般競争入札（電子入札案件）における事後審査の取扱について」のとおり取り扱う。

(3) 所得税法第2条第1項第3号に規定する「居住者」に該当する個人事業主と契約する場合にあっては、委託契約等にかかる支払時に所得税法第204条第1項の規定により所得税を源泉徴収して支払う。

(4) 問い合わせ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市総務部契約検査課契約係

電話(072)924-3834